

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

第6条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
別紙「土木工事施工歩掛実態調査業務特記仕様書」による。

土木工事施工歩掛実態調査業務特記仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、徳島県が実施する土木工事施工歩掛実態調査業務（以下「調査」という。）に適用する。

2. 調査目的

この調査は、徳島県内で施工する土木工事の施工歩掛かりの実態を調査し、歩掛かりを作成することを目的とする。

3. 調査内容

- (1) 調査する施工歩掛かりについては、別紙調査歩掛かり一覧表に基づく。
- (2) 調査歩掛かりについては、最新のものとする。なお、参考単価表については、平成23年度時点での歩掛かりで作成しているため、変更しても構わない。
- (3) 工事箇所については、徳島市南末広町（末広物揚場）とする。
- (4) 人件費及び事前調査費等については、令和2年度土木工事实施設計単価表（令和2年度4月1日以降適用）徳島県県土整備部に基づくため、調査対象外とするが、特殊機械等の損料、賃料については、調査を行うこと。

4. 調査プロセス

調査のプロセスについては、報告書に記載することとする。

- (1) 歩掛決定説明書
調査対象事業者の選定（規模、業者数、取引高、販売エリア等）
調査を行ったメーカー等の調査票（資材品目、規格、価格等）
調査の信頼性判定
最終施工歩掛の決定
- (2) 受注者内部の審査状況
内部の審査結果及び内部審査資料
- (3) その他、発注者の指示する資料

5. 成果品

報告書の印刷・製本は3部とし、電子データを2部提出すること。

報告書の様式は、受注者と発注者が協議して定める。

6. 過失

受注者は、業務完了後であっても、受注者の原因による疎漏、過失が認められた場合には、発注者が必要と認める訂正、補正等の措置をとるものとする。

7. 報告書の充足

本仕様書は、業務に必要な諸元と資料のうち必要な事項を示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

8. その他

また、上記及びその他疑義が生じた場合には、協議を行った上で決定する。